

平成28年度入札（建設工事）に参加する業者の皆様へ

○建設業法施行令の改正（平成28年6月1日施行）に伴い下記のとおり入札・契約関係制度が改正となります。

1 技術者配置の金額要件の変更

		改正前	改正後
特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額	建築一式工事	4,500万円	6,000万円
	建築一式工事以外	3,000万円	4,000万円

		改正前	改正後
① 専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金の額	建築一式工事	5,000万円	7,000万円
	建築一式工事以外	2,500万円	3,500万円

【適用案件】

平成28年6月1日以降に契約を締結する工事に適用する。

※詳細については「建設工事における技術者の配置基準」をご確認ください。

※これに伴い「現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書」の提出様式も変更となります。新様式については、

[真岡市HP](#) ⇒ [産業と雇用](#) ⇒ [入札・契約情報](#) ⇒ [契約の書式](#) ⇒ [建設工事の場合](#)

よりダウンロードください。